

令和四年度畜産物価格等の決定に当たったの決議（案）

令和三年十二月二十三日
自由民主党
総合農林政策調査会
農林部会
畜産・酪農対策委員会

我が国の畜産・酪農は、国内外の需要に対応するため、生産基盤の強化等により経営の一層の安定を図ることが喫緊の課題となっている。

また、CPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）、日EU経済連携協定（経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定）、日米貿易協定（日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定）、日英包括的経済連携協定（包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定）や、RCEP（地域的な包括的経済連携）協定の発効など、今後、新たな国際環境の下で、我が国畜産・酪農の国際競争力の更なる強化が求められる。

一方、新たな国際環境の下で、令和十二年までに輸出額5兆円目標の達成に向け、我が国の強みを生かした品目について、一層輸出の拡大に取り組む必要がある。畜産物は、その中でも有望な品目であることから、輸出拡大に向けた取組を強力に進めることが重要である。

このような中、長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、インバウンドや外食需要が回復しきっていないことにより、特に脱脂粉乳の在庫低減等が課題となっている。

このような状況を踏まえ、我が党は、令和四年度畜産物価格及び関連対策を決定するに当たり、左記のとおり決議し、政府に対し、生産基盤の強化への支援、若い世代にとって夢と希望の持てる職業として選ばれる畜産・酪農を実現させるべく、全力で取り組むものとする。

記

一 新たな国際環境の下で、畜産・酪農の再生産確保と持続的発展を図る観点から、畜産クラスター事業や国産チーズの振興対策など、体質強化・競争力強化を図るための施策について、迅速な執行と着実な実施を図ること。

二 新型コロナウイルス感染症の影響により過去最高水準にまで積み上がった乳製品の在庫低減に官民一体となって継続的に取り組むとともに、牛乳・乳製品の関係者を挙げた消費拡大運動の展開や消費者理解の醸成等に全力で取り組むこと。その際、生乳の需給環境の適正化に向けて、必要な場合には、追加的な取り組みを含め機動的に対策を検討・実施すること。また、生乳の需給状況を踏まえた生産に取り組む酪農家が持続的に経営継続できるように、金融支援について酪農家に対する周知徹底を図ること。

三 我が国の生乳生産の過半を担う北海道においても、家族経営の酪農家も含め将来に希望を持つて生産に取り組めるような環境の整備に努めるとともに、引き続き契約遵守の重要性について実態調査をふまえた生乳取引ガイドラインの作成・普及等の機会も捉えて周知徹底を図ることにより加工原料乳生産者補給金制度の適正な運用及び生乳取引の安定に努めること。

四 酪農家を支える酪農ヘルパーの要員の確保や育成など、その対策の充実強化や労働負担の軽減・省力化に資するロボット・AI・ICT等の先端技術の導入に対する支援の実施など、畜産・酪農家の働き方改革に資する取組を、引き続き総合的に推進すること。

五 肉用牛の繁殖基盤を強化するため、繁殖雌牛の増頭支援のほか、繁殖性の向上による分娩間隔の短縮などの取組を引き続き強力で推進すること。

六 牛肉をはじめ優れた畜産物の輸出促進を図るため、生産・流通・輸出事業者が連携したコンソーシアム（事業共同体）の組織化・販売力の強化等を通じて、国産畜産物の需要の増加に対応できる生産基盤の構築に取り組むとともに、輸出先国・地域が求める条件を満たす食肉処理施設の整備や畜産GAPの取得の促進等を戦略的かつ迅速に進めること。また、原発事故による輸入規制の撤廃にも全力で対応すること。

七 地域社会を支える多様な畜産・酪農経営の生産基盤の維持・拡大を図るため、外部支援組織の強化や簡易畜舎の整備など中小規模・家族経営の畜産・酪農家への支援を推進すること。

八 家庭食需要の増加といったウイズコロナの生活様式を踏まえた E C サイトへの取組等新需要の開拓に取り組むこと。

九 家畜排せつ物処理施設の老朽化や和牛・乳用牛の増頭・増産に対応するため、家畜排せつ物処理施設の整備・補改修や高品質な堆肥の生産による広域流通の促進及び高度な畜産環境対策の導入支援を図ること。

十 国内で発生が確認されている鳥インフルエンザ及び豚熱、海外で感染が拡大しているアフリカ豚熱等の家畜伝染病について、改正を行った家畜伝染病予防法の確実な執行等を徹底することにより、農家段階での飼養衛生管理の徹底、野生動物における伝染性疾病のまん延防止対策の強化、水際検疫対策の強化等に万全の施策を講じること。

十一 豚熱の感染拡大に伴い、種豚や精液の流通に支障が生じていることから、種豚等の安定供給と円滑な流通の促進を図ること。

十二 輸入飼料価格が高騰している状況を踏まえ、国産飼料の増産・利用の拡大を進めること。特に主食用米の需要減少を踏まえ、水田における飼料作物の生産とともに、今後畑地等農地をフル活用して生産拡大を強力に推進すること。また、配合飼料価格安定制度の安定的な運用を行うこと。

十三 和牛は我が国の宝であるとの認識に立ち、和牛の精液・受精卵については、家畜改良増殖法や家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律等に基づき、その流通管理を徹底し、家畜遺伝資源の知的財産としての価値の保護を図ること。

十四 畜舎等の整備については、「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律」の施行を踏まえ、畜舎等の建築を含めた総合的な経営判断に資するために必要な情報提供に努めるとともに、畜産クラスター事業等により引き続き、支援を行うこと。

以上